福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西三百六十九	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西三百七十一―一	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西三百八十	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西四百四十一	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西四百六十六―五	田	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西四百六十七―一	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西四百六十八	宅地等	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西四百六十九―一	畑	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西四百七十三	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西五百四十	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六百十四―一	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六百三十二―二	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六百四十九	田	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六百五十九	原野	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六百七十六	田	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六百八十一	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六百八十五	田	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六百九十四	山林	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西七百三十八	原野	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西七百三十九	原野	
福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西七百七十四―一	原野	
福島県双葉郡富岡町本町一丁目十	宅地等	
福島県双葉郡富岡町本町二丁目十八	宅地等	

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
イ　屋根	堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄
ロ　外壁	拭き取り又はブラシ洗浄
ハ　軒どい	堆積物の除去及び拭き取り
ニ　竪どい	高圧水洗浄
ホ　庭等の土壌	除草、堆積物の除去又は表土の除去及び被覆
ヘ　庭木等の樹木	除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆
ト　芝地	除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え
チ　砂利又は砕石	除草又は除去及び被覆
リ　庭等の舗装面	堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
二　道路	
イ　土壌	除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆
ロ　砂利又は砕石	除草又は除去及び被覆
ハ　舗装面	堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
ニ　ガードレール	拭き取り
三　田	除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
四　畑	イ　果樹等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ロ　果樹等の樹木以外　除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
五　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
六　原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
七　墓地	除草、堆積物の除去、砂利若しくは砕石の除去及び被覆又は墓石の拭き取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一―二十五　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十六年十二月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成26年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成26年度ＩＴパスポート試験（７月実施分）の合格者を平成26年８月14日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成26年９月３日

経済産業大臣　茂木　敏充